

いもなぜ？改憲論議

立憲主義を破壊する大きな危険性をもつているもののです(芦部信喜『憲法(第7版)』)。2019年、岩波書店)388頁)。

立憲主義を破壊する大きな危険性をもつていては、政府の一存で行う処置は極力これを防止しなければならない、どんなに精緻な憲法を定めても、非常ということを口実として破壊されるとそれが絶無となる原則である人権保障の停止も伴いうるものでは(なお、これらの停止は、短期間とは限りません)。内閣による独裁の危険が生じるとともに、ドイツのトラーが独裁体制を樹立するのに、ワイヤール・憲法の緊急事態条項を濫用したことも指摘されています。

緊急事態条項は、大日本帝国憲法にはありました(濫用されたことも指摘されています)。これまで法律で対応してきており、法律が不十分だとすれば、その点を法律で整備すればよいということになります。災害対策も新型コロナウイルス感染症対策も同様ではないでしょうか。

今、日本国憲法のこの立場を変更して、大きな危険性をもつ緊急事態条項を憲法に設ける必要があるといえるのでしょうか。

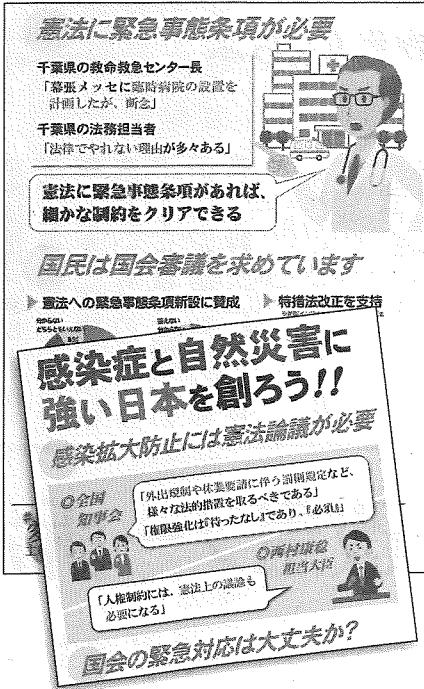
立憲主義の破壊、人権保障の停止も

③ 自民改憲4項目—緊急事態条項の創設

自民党は、最大規模の地震や津波等への迅速な対処の必要性を理由として、憲法に緊急事態条項を設けることを改憲4項目の一つに掲げ(特に、内閣による立法権限の代替)、最近では、コロナ禍を持ち出して、この項目を優先して議論しようとしています。

緊急事態条項は、国家緊急権を具体化する規定で、この国家緊急権とは、憲法の代表的な教科書によれば「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」で、「執行権への権力の集中と強化を図って危機を乗り切るうとするものであるから、

災害対策や感染症対策を理由に緊急事態条項の創設を訴える、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」のピラ



原志・立命館大学教授)